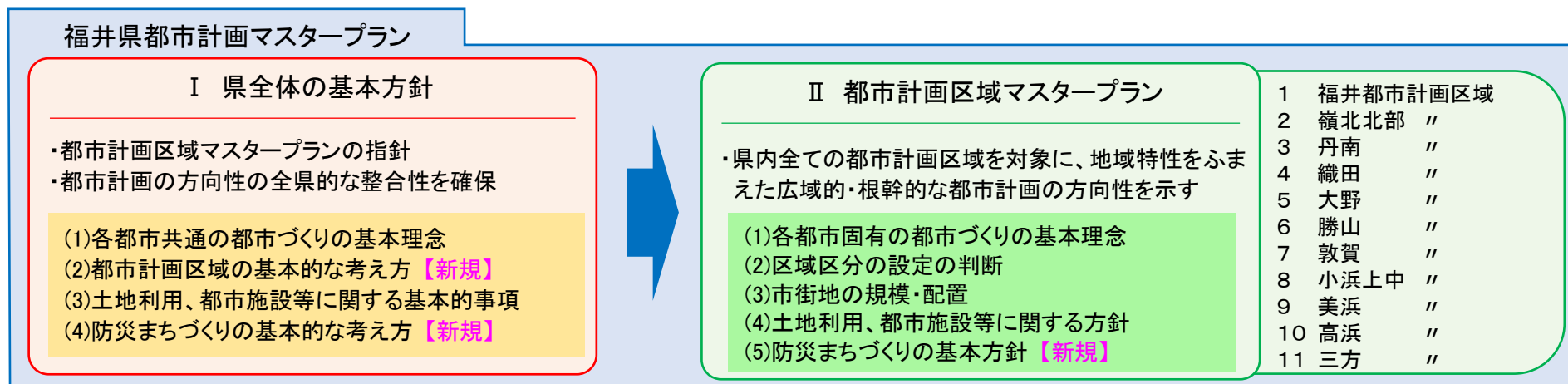


福井県都市計画マスタープラン改定について（中間とりまとめ）

1 都市計画マスタープランとは

- ・ 県の都市計画マスタープランは、都市計画法第6条の2に基づき定めるものであり、市町の都市計画マスタープランの上位計画となるもの。
- ・ 全県的な指針となる「Ⅰ 県全体の基本方針」、都市計画区域を対象とした「Ⅱ 都市計画区域マスタープラン」で構成。
- ・ 都市を取り巻く社会情勢の変化、都市の課題および地域の資源・特性をふまえ、概ね 20 年後における都市の将来像の実現に向けて、広域的・根幹的な都市計画の基本的な方向性を示す。
- ・ これまで、平成 16 年度に当初策定し、平成 25 年度に改定。概ね 10 年毎に見直すこととしており、令和 5 年度末を目途に改定。



2 改定について

- ・ 令和 4 年度は「県全体の基本方針」の改定素案を取りまとめ、令和 5 年度末を目途に「都市計画区域マスタープラン」とともに改定。
- ・ 改定にあたり、専門的な見地から検討するため、都市計画、経済、開発、農業、環境の学識経験者で構成する専門部会を、都市計画審議会に設置。
- ・ 「県全体の基本方針」の改定素案の取りまとめに向けて、これまで専門部会、関係市町との意見交換会等を開催。3 月にパブリックコメントを募集し、改定素案に県民の意見を反映。

R4 「県全体の基本方針」改定素案の取りまとめ	R5 「都市計画区域マスタープラン」の改定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回～第 3 回 専門部会 …R4.10～R5.2 ・ 関係市町 意見交換会、意見照会 …適宜 ・ パブリックコメント募集（Ⅰ） …R5.3 ・ 都市計画審議会に中間報告 …R5.5 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 回～第 6 回 専門部会 ・ 関係市町 意見交換会、意見照会 ・ 国土交通省、農林水産省など国との協議 ・ パブリックコメント募集（Ⅰ＋Ⅱ）、住民説明会、公聴会、原案の縦覧 ・ 都市計画審議会で審議 ・ 国土交通大臣の同意 ⇒ 都市計画決定

3 「県全体の基本方針」改定素案の作成要点

- ・都市計画基礎調査、国勢調査、工業統計調査、商業統計調査等の各種統計資料より、県内の都市の趨勢を調査・分析し、「県全体の基本方針」の改正素案を作成。

(1) 都市づくりの基本理念

- ・都市を取り巻く社会情勢の変化、現在の都市の課題を勘案し、都市づくりの基本理念を設定。
- ・社会情勢の変化は「人口減少と超高齢社会」、「高速交通開通による交流圏拡大」、「産業構造の変化」、「環境問題の高まり」、「自然災害の頻発・激甚化」等、都市の課題は「市街地の低密度化・スポンジ化」、「中心市街地の再生の長期化」、「地域公共交通の利用者減少」、「農村地域の活力低下」等について整理。

①持続可能な多極連携型の都市づくり（コンパクト+ネットワーク）	②高速交通開通を活かす都市づくり（新規項目）	③個性と魅力あふれる都市づくり	④安全・安心に住み続けられる都市づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・無秩序な市街化の抑制 ・市街地内の低未利用空間の有効利用 ・地域拠点への都市機能・居住の誘導 ・地域公共交通ネットワークの強化 ・広域的・根幹的な都市施設の整備促進 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・新幹線駅、高速道路ICなど広域交通結節点での新たな産業拠点の形成 ・新幹線駅周辺の交通施設整備 ・広域交通結節点と県内の産業拠点、観光地を連絡する幹線道路の整備など 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発など中心市街地再生の推進 ・地域資源・特性を活かした都市の活性化、農村地域の活力維持 ・住民参加・協働のまちづくり、官民連携によるエリア価値の向上 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクの回避・低減の観点から総合的な防災まちづくりの推進 ・災害リスクを考慮した土地利用の規制・誘導 ・避難地、避難路の整備 ・密集市街地の防災性の確保 など

(2) 都市計画区域の基本的な考え方（総括）

- ・都市圏の実態、市街化の圧力を客観的に評価した結果、現行の11都市計画区域の設定、区域区分（福井都市計画区域における市街化区域、市街化調整区域）の適用を維持していく方針。
- ・今後、5年毎に都市計画区域のあり方、区域区分の必要性について検証することを基本とし、必要に応じて見直しを検討。

(3) 土地利用・防災まちづくりの基本的事項（主な追加点）

【土地利用】

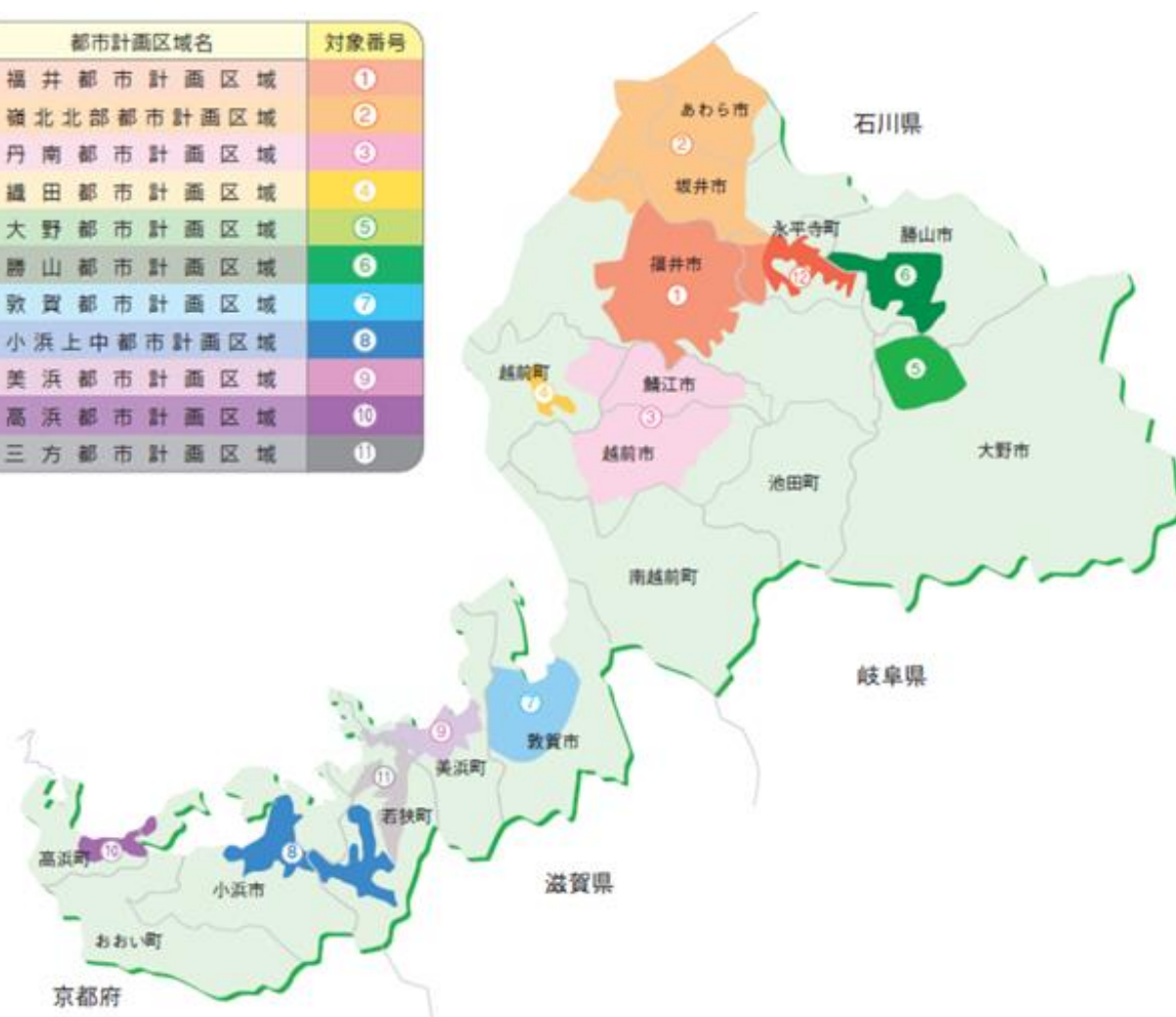
- ・まとまりとメリハリのある集約型都市を目指し、低密度な市街地の拡大を抑制し、市街地の低未利用空間の有効利用を図るとともに、新幹線駅や高速道路IC等の広域交通結節点の周辺においては、新たな産業拠点の形成に向けた新市街地の形成を図る。【新たな市街化区域、用途地域の設定】
- ・郊外の開発は抑制していくことを基本とする。また、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域だが、農村集落の維持・活性化、良好な居住環境の形成など地域課題の解決に向けて都市計画制度の活用を図る。【農村集落やその周辺等における地区計画の活用】

【防災まちづくり】

- ・水害等の災害ハザードは都市全体に広く分布している状況であり、都市基盤、土地利用、避難路・避難施設の状況・見通し等をふまえ、災害リスクの回避・低減も十分に勘案して市街地の再構築を図る。【災害リスクを考慮し居住誘導区域、都市機能誘導区域等の見直し】

【参考】都市計画区域の分布

都市計画区域名	対象番号
福井都市計画区域	①
嶺北北部都市計画区域	②
丹南都市計画区域	③
織田都市計画区域	④
大野都市計画区域	⑤
勝山都市計画区域	⑥
敦賀都市計画区域	⑦
小浜上中都市計画区域	⑧
美浜都市計画区域	⑨
高浜都市計画区域	⑩
三方都市計画区域	⑪



都市計画区域名	構成市町名
福井	福井市(宮ノ下地区、棗地区、鶉地区以外)、永平寺町(松岡地区、吉野地区)
嶺北北部	あわら市、坂井市、福井市(宮ノ下地区、棗地区、鶉地区)、永平寺町(御領地区)
丹南	越前市、鯖江市、越前町(旧朝日町)
織田	越前町(旧織田町、旧宮崎村)
大野	大野市
勝山	勝山市
敦賀	敦賀市
小浜上中	小浜市、若狭町(旧上中町)
美浜	美浜町
高浜	高浜町
三方	若狭町(旧三方町)